|  |
| --- |
| **調剤設備器具（薬局）** |
| □　イ．液量器（５０ｃｃ未満及び５０ｃｃ以上のものを各１つ以上備えることが望ましい。）□　ロ．温度計（１００度）□　ハ．水浴□　ニ．調剤台□　ホ．軟膏板□　ヘ．乳鉢（散剤用のもの）及び乳棒□　ト． はかり（感量１０ｍｇのもの及び感量１００ｍｇのもの）□　チ．ビーカー□　リ．ふるい器□　ヌ．へら（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）□　ル．メスピペット□　ヲ．メスフラスコ又はメスシリンダー□　ワ．薬匙（金属製のもの及び角製又はこれに類するもの）□　カ．ロート　ヨ．調剤に必要な書籍（磁気ディスク可）□ （ア） 日本薬局方及びその解説に関するもの□ （イ） 薬事関係法規に関するもの□ （ウ） 調剤技術等に関するもの□ （エ） 当該薬局で取扱う医薬品の添付文書に関するもの |
|  | 検査済印 |  |